

岩手県告示第 305 号

循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）第 13 条第 3 項の規定により、産業廃棄物処理業者育成センターの住所及び事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 3 日

岩手県知事 増 田 寛 也

名 称	住所及び事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
社団法人岩手県産業廃棄物協会	盛岡市内丸 14 番 8 号	盛岡市内丸 16 番 15 号	平成 19 年 4 月 1 日